

令和5年度前橋市銃猟免許取得等事業補助金交付要項

令和 5年 4月10日から適用

取扱担当課		前橋市役所農政課有害鳥獣対策係（大胡支所内）電話 027-225-7105（直通）
本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。		
交付目的	有害鳥獣による生活環境被害や、農作物等の被害減少に取り組む農業者等に対し、銃猟免許取得及び猟銃所持許可取得に係る受験料等の一部費用を補助することにより、有害鳥獣捕獲従事者を確保し有害鳥獣による生活環境被害及び、農作物の被害を減少させることを目的とする。	
内容	補助事業者	この補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者としします。 (1) 前橋市に住民登録している者。 (2) 鳥獣による被害を受けている農業者等 (3) 銃猟免許を取得した者で、群馬県公安委員会の発行する猟銃所持許可証（用途：狩猟用）の交付を受けてから1年以内の者。
	交付の対象となる事業及び対象経費	交付対象事業 銃猟免許取得及び猟銃所持許可取得事業 対象経費 (1) 第1種・第2種銃猟免許受験手数料及び診断書代(上限5,000円) (2) 猟銃等講習受講申込手数料 (3) 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料 (4) 猟銃・空気銃所持許可申請手続きに伴う教習資格認定申請手数料、住民票交付手数料、身分証明書交付手数料及び診断書代(上限5,000円) (5) 猟銃・空気所持許可申請手数料及び診断書代(上限5,000円) (6) 射撃教習受講・考査受験費用
	交付金額	上限80,000円（1名につき） 補助額 上記対象経費の合計金額を補助
	交付条件	1 申請者は、有害鳥獣捕獲業務に従事するため、補助金受領後1年以内に本市内の何れかの猟友会に入会することとし、その旨を記した誓約書を提出すること。 2 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付申請の手	交付申請の方法、時期等	1 補助金の交付を受けようとする場合は、令和6年3月15日までに次の書類を提出してください。予算の上限に達した場合、年度内であっても補助を終了する場合があります。なお、押印は省略することが可能です。添付書類は原本をお持ちください。コピーをさせていただきます。原本は返却させていただきます。 (1) 免許取得等補助金交付申請兼実績報告書

続 等		<p>(2) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銃猟免許状の写し ② 猟銃等所持許可証の写し ③ 群馬県公安委員会が交付した講習修了証明書の写し、教習資格認定証の写し ④ 教習射撃場が証明した教習修了証明書の写し ⑤ その他許可証交付までに要した対象経費に係る領収書の写し ⑥ 誓約書
	交付決定の時期等	交付申請関係書類の審査及び調査を行い、速やかに交付の可否、金額等を決定し、交付決定兼確定通知書により通知します。
	請求の方法、支払時期等	<p>1 補助金額の決定後、次の書類により請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付請求書 <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全額又は一部が取り消されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の金額を、指定された期限までに返還しなければなりません。</p>
	申請書等の様式	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度前橋市銃猟免許取得等補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号) 2 交付決定兼確定通知書(様式第2号) 3 補助金交付請求書(様式第3号) 4 誓約書(様式第4号)